

( 1 ) 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例 ( 抜粋 )

( 事業用大規模建築物の所有者等の義務 )

第 20 条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの ( 以下「事業用大規模建築物」という。 ) の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書に係る書類を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者 ( 以下「事業用大規模建築物の建設者」という。 ) は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

( 改善勧告 )

第 21 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 1 項から第 3 項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第 6 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

( 公表 )

第 22 条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

( 収集拒否等 )

第 23 条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表をされた後において、なお、第 21 条の勧告に係る措置を採らなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第 5 章 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

第 51 条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者 ( 以下「建設者」という。 ) は、当該建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備 ( 以下「保管場所等」という。 ) を設置しなければならない。この場において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3 区長は、第 1 項に規定する保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4 第 1 項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

第 7 章 罰則

第 77 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

4 第 51 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 79 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金又は科料に処する。

1 第 51 条第 1 項の規定による届出をしなかった者

第 80 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

## 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則（抜粋）

（事業用大規模建築物）

第4条 条例第20条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する部分の床面積の合計が3千平方メートル以上の建築物とする。

（廃棄物管理責任者の選任等）

第5条 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行われなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第20条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記様式第1号）により行われなければならない。

（事業用大規模建築物における再利用計画の作成等）

第6条 条例第20条第3項の規定による再利用に関する計画（以下、「再利用計画」という。）の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 条例第20条第3項の規定による再利用計画にかかる書類の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書（別記第2号様式）により毎年5月31日までに行われなければならない。

（再利用対象物の保管場所設置基準）

第7条 条例第20条第4項及び第6項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1 廃棄物の保管場所とは明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再利用対象物が汚染されないようにすること。

2 再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため、区長が別に定める基準に適合すること。

3 再利用対象物が飛散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

4 再利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

5 保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

（再利用対象物の保管場所設置届）

第8条 条例第20条第6項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第3号様式）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

（改善勧告）

第9条 条例第21条の勧告は、その勧告の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

（公表）

第10条 条例第22条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名、公表の理由、その他必要な事項を告示するものとする。

（収集拒否等）

第11条 区長は、条例第23条の規定に基づき事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止するときは、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その処分の理由及び内容を記載した書面により通知するものとする。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置基準）

第21条 条例第42条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないようにすること。

(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等必要な措置が講じられていること。

(6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。

と。

(7)区の収集運搬業務の提供を受ける場合には、区の収集運搬作業の方法に適合する保管容器又は保管施設を設置すること。この場合において、保管施設は、運搬車への事業系一般廃棄物の積み込みが容易な構造であること。

(8)保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。  
(大規模建築物廃棄物の保管場所等の設置)

第 30 条 条例第 51 条第 1 項の規則で定める大規模建築物は、延べ面積 3 千平方メートル以上の建築物とする。

2 条例第 51 条第 1 項の規定による届出は、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届（別記第 3 号様式）により、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

3 条例第 51 条第 2 項の規則で定める基準は、第 21 条各号の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1)一般廃棄物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するため区長が別に定める基準に適合すること。

(2)保管設備は、容易に腐食し、又は破損しない材質のものとし、一般廃棄物の搬入及び運搬車への積み込み作業が安全かつ容易にできること。

4 条例第 51 条第 3 項に規定する保管場所等の命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

< 様式省略 >

- ・ 廃棄物管理責任者選任届、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届
- ・ 事業用大規模建築物における再利用計画書

## ( 2 ) 大規模集合住宅における廃棄物保管場所等の管理に関する指導要綱

平成 15 年 11 月 12 日付目環ご第 239 号

( 目的 )

第 1 条 この要綱は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例第 51 条に規定する大規模建築物に設置が義務づけられている廃棄物保管場所及び集積所（以下「廃棄物保管場所等」という。）の管理について必要な事項を定めることにより、廃棄物及び資源物の収集作業を円滑に実施し、清潔で住みよい生活環境の保持を図るとともに、廃棄物の減量及び資源の再利用を促進することを目的とする。

( 対象とする建築物 )

第 2 条 この要綱において対象とする建築物は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成 11 年 12 月目黒区条例第 30 号）第 51 条に規定する大規模建築物のうち、共同住宅、寮、寄宿舎、長屋及びこれらに類する用途の建築物（以下「大規模集合住宅」という。）とする。

( 集合住宅廃棄物等管理責任者 )

第 3 条 大規模集合住宅を建設しようとする者（以下「建築主」という）は、廃棄物保管場所等の管理責任者（以下「集合住宅廃棄物等管理責任者」という。）を選任し、集合住宅廃棄物等管理責任者選任・変更届（別記第 1 号様式）により、清掃事務所に届け出るものとする。

2 前項で選任した集合住宅廃棄物等管理責任者は、廃棄物保管場所等を適正に管理し、常に廃棄物保管場所等の美化と清潔を保つように心掛けるものとする。

3 集合住宅廃棄物等管理責任者は入居者に対し、集積所の場所、廃棄物や資源物の正しい分け方・出し方、収集曜日、時間、ごみ出しマナー等を遵守するよう周知するものとする。

4 建築主、管理者又は集合住宅廃棄物等管理責任者は、集合住宅廃棄物等管理責任者が変更したときは、速やかに集合住宅廃棄物等管理責任者選任・変更届（別記第 1 号様式）により、清掃事務所に届け出るものとする。

( 廃棄物排出開始届の届出 )

第 4 条 建築主、管理者又は集合住宅廃棄物等管理責任者は、廃棄物及び資源物の排出を開始するおむね 2 週間前までに、廃棄物排出開始届（別記第 2 号様式）により、廃棄物の排出開始時期を清掃事務所長あて届け出るものとする。

付則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

< 様式省略 >

- ・ 集合住宅等廃棄物管理責任者選任・変更届
- ・ 廃棄物排出開始届

### (3) 集合住宅等の廃棄物保管場所等の設置及び管理に関する指導要綱

平成 15 年 11 月 12 日付目環ご第 239 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、集合住宅及び集団住宅の新築等に伴い、廃棄物保管場所及び集積所（以下「廃棄物保管場所等」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることにより、廃棄物及び資源物の収集作業を円滑に実施し、清潔で住みよい生活環境の保持を図るとともに廃棄物の減量及び資源の再利用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)集合住宅 共同住宅、寮、寄宿舎及び長屋
- (2)集団住宅 一団地に 3 区画以上建築される建売住宅
- (3)集合住宅等 集合住宅及び集団住宅を総称したもの
- (4)新築等 新築、増築及び用途変更をいう
- (5)資源物 集団回収及び分別回収で回収する古紙・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装等をいう
- (6)廃棄物保管場所 集合住宅から発生する廃棄物及び資源物を保管する場所
- (7)集積所 収集日に廃棄物及び資源物を持ち出す場所

(対象とする建築物)

第 3 条 この要綱において対象とする建築物は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成 11 年 12 月目黒区条例第 30 号）第 51 条に規定する大規模建築物を除く次の各号に定めるものとする。

- (1)延べ面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の集合住宅（以下「中規模集合住宅」という。）
- (2)延べ面積 1,000 ㎡未満で戸数 4 戸以上の集合住宅（以下「小規模集合住宅」という。）
- (3)前条第 1 項第 2 号に定める集団住宅

2 中規模集合住宅及び小規模集合住宅のうち、事業所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる建築物については、事業用途に供する部分を除いた延べ面積で区分する。

(事前協議)

第 4 条 前条第 1 項各号に規定する集合住宅等の建築主は、あらかじめ廃棄物保管場所等について清掃事務所長に協議するものとする。

- 2 前項に規定する事前協議は、廃棄物保管場所・集積所計画書（別記第 1 号様式。以下「計画書」という。）の提出により行うものとする。
- 3 計画書には、建築物の案内図及び配置図並びに廃棄物保管場所等の平面図を添付するものとする。
- 4 清掃事務所長は、建築主から計画書が提出された場合は、その内容について廃棄物・資源物の収集の支障の有無等を調査し、支障がない場合は計画書の写し及び廃棄物保管場所等設置協議受付済カード（別記第 2 号様式。以下「受付済カード」という。）を交付する。
- 5 建築主は前項の受付済カードを建築確認申請に添付するものとする。
- 6 集合住宅等の建築主は、第 1 項に規定する事前協議により合意した内容について、管理者、入居者及び住宅購入者等の関係人に対し、契約時に書面で説明するものとする。
- 7 相続又はその他の理由により集合住宅等の建設行為の承継を行ったときは、建築主の行った事前協議を建設行為の承継を受けた者の行為とみなす。

(中規模集合住宅における廃棄物保管場所等の設置)

第 5 条 中規模集合住宅の建築主は、別表第 1 に定める設置基準に基づき、廃棄物保管場所を敷地内に設置するものとする。

- 2 廃棄物保管場所については、区の収集作業に支障がない場合は、第 4 項に定める集積所と兼用とすることができる。
- 3 廃棄物保管場所は、事業用途に供する施設を併設している場合は、事業系一般廃棄物と区分するものとする。
- 4 中規模集合住宅等の建築主は、別表第 2 に定める設置及び管理基準に基づき、廃棄物及び資源物の集積所を敷地内に設置するものとする。ただし、集積所に隣接する道路が狭あい等で収集に支障があると認められる場合は、この限りでない。

(小規模集合住宅及び集団住宅における集積所の設置)

第 6 条 小規模集合住宅及び集団住宅の建築主は、別表第 2 に定める設置及び管理基準に基づき、廃棄物及び資源物の集積所を敷地内に設置するものとする。ただし、集積所に隣接する道路が狭あい

等で収集に支障があると認められる場合は、この限りではない。

(集合住宅廃棄物等管理責任者)

第7条 集合住宅の建築主は、廃棄物保管場所等の管理責任者(以下「集合住宅廃棄物等管理責任者」という。)を選任し、計画書(別記第1号様式)により清掃事務所に届け出るものとする。

2 集合住宅廃棄物等管理責任者は、廃棄物保管場所等を適正に管理し、常に廃棄物保管場所等の美化と清潔を保つように心掛けるとともに、入居者に対し、集積所の場所、廃棄物の正しい分け方・出し方、収集曜日、時間、ごみ出しマナー等を遵守するよう周知するものとする。

3 集合住宅の建築主、管理者又は集合住宅廃棄物等管理責任者は、集合住宅廃棄物等管理責任者が変更したときは、速やかに集合住宅廃棄物等管理責任者変更届(別記第3号様式)により、清掃事務所に届け出るものとする。

(廃棄物排出開始届の届出)

第8条 建築主、管理者又は集合住宅廃棄物等管理責任者は、廃棄物及び資源物の排出を開始するおおよそ2週間前までに、廃棄物排出開始届(別記第4号様式)により、廃棄物の排出開始時期を清掃事務所に届出するものとする。

付則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

#### 別表第1(第5条関係) 廃棄物保管場所の設置基準

##### (1) ごみ・資源の容器数の算定

種別	人数	× 排出基準	× ごみ種別の割合	× 収集間隔	÷ 容器・束容量	必要個数・束数	
可燃ごみ	( )人	× (1) kg	× (0.67)	× (3) 日	÷ (15) kg =	+ 個	
不燃ごみ	( )人	× (1) kg	× (0.05)	× (13) 日	÷ (15) kg =		
資源	古紙	( )人	× (1) kg	× (0.14)	× (6) 日	÷ (5.7) kg =	束
	びん	( )人	× (1) kg	× (0.04)	× (6) 日	÷ (12) kg =	個
	缶	( )人	× (1) kg	× (0.02)	× (6) 日	÷ (3) kg =	個
	ペットボトル	( )人	× (1) kg	× (0.03)	× (6) 日	÷ (10.2) kg =	個
	プラスチック製容器包装	( )人	× (1) kg	× (0.05)	× (6) 日	÷ (15) kg =	個

##### <算定上の注意>

1 算定人数は住戸の専有面積に応じて次のように算出し、その合計を記入する。

住戸の専有面積	1戸あたりの算定人数(a)	戸数(b)	人数(a)×(b)
20㎡以下の住戸	1人	戸	人
20㎡を超え30㎡以下の住戸	1.5人	戸	人
30㎡を超え40㎡以下の住戸	2人	戸	人
40㎡を超え50㎡以下の住戸	2.5人	戸	人
50㎡を超え60㎡以下の住戸	3人	戸	人
60㎡を超える住戸	4人	戸	人

2 容器1個当たりの容量は、原則として、可燃ごみ・不燃ごみのポリ容器は60ℓ、区指定のびん・缶の資源用コンテナは50ℓ、ペットボトルのネット容器は0.7m×0.7m×0.7mの340ℓ、プラスチック製容器包装のポリ容器は60ℓとし、可燃ごみ・不燃ごみ:15kg、びん:12kg、缶:3kg、ペットボトル:10.2kg、プラスチック製容器包装:15kgを基準とする。古紙の束は、縦0.21m×横0.295m×高さ0.3mを一束とし、5.7kgを基準とする。

3 ~ は小数点第 2 位を四捨五入する。必要個数・束数は小数点以下を切り上げる。

(2) 保管場所面積の算定

種別	算定式	必要面積
ごみ容器	容器的直径又は縦 × 容器的直径又は横 × 容器数 ÷ 段数 〔 〕m × 〔 〕m × 〔 〕個 ÷ 〔2〕段 = m <sup>2</sup>	~ 合計 m <sup>2</sup>
資源	古紙の束 束の縦 × 束の横 × 束数 ÷ 重ね束 ÷ 段数 〔0.21〕m × 〔0.295〕m × 〔 〕束 ÷ 〔3〕束 ÷ 〔2〕段 = m <sup>2</sup>	
	びん容器 容器的直径又は縦 × 容器的直径又は横 × 容器数 ÷ 重ね箱 ÷ 段数 〔0.36〕m × 〔0.52〕m × 〔 〕個 ÷ 〔2〕箱 ÷ 〔2〕段 = m <sup>2</sup>	
	缶容器 容器的直径又は縦 × 容器的直径又は横 × 容器数 ÷ 重ね箱 ÷ 段数 〔0.36〕m × 〔0.52〕m × 〔 〕個 ÷ 〔2〕箱 ÷ 〔2〕段 = m <sup>2</sup>	
	ペットボトル 容器的直径又は縦 × 容器的直径又は横 × 容器数 ÷ 段数 〔0.7〕m × 〔0.7〕m × 〔 〕個 ÷ 〔2〕段 = m <sup>2</sup>	
	プラスチック製容器包装 容器的直径又は縦 × 容器的直径又は横 × 容器数 ÷ 段数 〔 〕m × 〔 〕m × 〔 〕個 ÷ 〔2〕段 = m <sup>2</sup>	

< 算定上の注意 >

- 1 可燃ごみ・不燃ごみのごみ容器は、丸型容器の場合は直径 0.6m、角形容器の場合は 0.35m×0.55m を基準とする。
- 2 古紙の束は、一束の大きさを縦 0.21m×横 0.295m×高さ 0.3m 以下を基準とする。
- 3 びん・缶の容器は分別回収で使用するコンテナの大きさ (0.36m×0.52m) を基準とする。
- 4 ペットボトルの専用容器は、網製で 0.7m×0.7m×0.7m を基準とする。
- 5 プラスチック製容器包装の保管容器は、1のごみ容器を使用する場合で算定する。
- 6 段数は、各ごみ種とも 2段を上限とする。
- 7 必要面積は から までを合計し、小数点第 2 位を四捨五入する。

別表第 2 (第 5 条及び第 6 条関係) 集積所の設置及び管理基準

設置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集積所は敷地内で道路に面した場所で、廃棄物・資源物の収集及び清掃車の通行に支障のない場所に設置すること。</li> <li>2 戸別収集はしないので、集団住宅の場合でも複数戸を基準に設置すること。</li> <li>3 やむを得ず敷地外に設置する場合は、道路交通法などに抵触しない場所とするとともに、近隣などに事前に協議し合意を得ておくこと。</li> <li>4 小規模集合住宅及び集団住宅で、やむを得ず既存の集積所を利用する場合は、事前に当該集積所の関係者と十分協議し合意を得ておくこと。</li> <li>5 保管場所を設置する場合は、敷地内からの収集は行わないため、収集当日にあらかじめ指定する場所に持ち出すこと。 ただし、清掃車両が敷地内に進入できて、通り抜け又は安全に転回できる場合は、保管場所からの収集は可能とする。</li> </ol>
管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集積所は常に清潔に保つこと</li> <li>2 集合住宅入居者に対し、廃棄物や資源物の正しい分別・排出方法について指導すること</li> </ol>

< 様式省略 >

- ・ 廃棄物保管場所・集積所計画書
- ・ 集合住宅等廃棄物管理責任者変更届
- ・ 廃棄物排出開始届

## (4) 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

平成 12 年 3 月 28 日付目地第 272 号

### 第 1 目的

この要綱は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）並びに目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、目黒区内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正処理を促進するために、必要な事項を定め、以て、条例、規則の円滑な施行を図ることを目的とする。

### 第 2 対象建築物の延床面積の算定基準

- 1 条例第 20 条に基づき、規則第 4 条に規定する「事業用途に供する部分の面積」とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。
- 2 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

### 第 3 対象建築物の単位の基準

条例第 20 条に基づき、規則第 4 条に規定する建築物は、次に定めるものき除き棟を単位とする。

- 1 学校、病院及び工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物は、一棟の建築物と見なすことができる。
- 2 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合は、当該区域内にある複数の建築物を一棟の建築物と見なすことができる。
- 3 事業用途に供する床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の一棟の建築物であっても、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物と見なすことができる。この場合、その所有又は管理にかかる床面積が 3,000 m<sup>2</sup>に満たない場合でも、それぞれ一棟の建築物と見なす。

### 第 4 対象建築物の範囲

条例で規定する所有者とは、建築物に対し、民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者は所有者と見なすことができる。

- 1 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- 2 前号の管理組合が構成されていない場合、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- 3 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者
- 4 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者

### 第 5 廃棄物管理責任者の選任等

- 1 廃棄物管理責任者の選任数は、前記第 3 の「建築物の単位の基準」に基づき、各単位ごとに 1 名とする。
- 2 所有者は、建築物から生ずる廃棄物の減量及び適正処理の推進についての職務権限を有し、第 6 に定める役割を遂行できる者のうちから、廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

### 第 6 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者は、次の事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 1 建築物から生ずる再利用対象物・廃棄物の発生量及び処理状況の日常的な実態の把握
- 2 建築物から生ずる廃棄物の発生・排出抑制の推進
- 3 建築物から生ずる廃棄物の再利用・資源化の推進
- 4 建築物利用者に対する廃棄物の発生・排出抑制、再利用・資源化のための指導
- 5 東京都及び所有者との連絡調整

### 第 7 廃棄物管理責任者講習会の受講の義務

所有者は、廃棄物管理責任者が第 6 に規定する事項を遂行するにあたって、必要な知識を付与させるため、別に定める講習会を次の期間内に受講させるものとする。

- 1 新任廃棄物管理責任者は、その選任をされた日から 6 か月以内
- 2 その他の廃棄物管理責任者は 3 年ごと

### 第 8 修了証の交付

廃棄物管理責任者講習会受講者修了者には、修了証（別記第 1 号様式）を交付する。

### 第 9 助言及び指導の実施

- 1 区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出があったとき、その職員

をして、記載内容を審査させ、必要な助言と指導を行わせることができる。

2 区長は、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要に応じ、その職員をして、対象建築物に立ち入りさせ、助言及び指導を行わせることができる。

第10 再利用対象物の保管場所設置基準

規則第7条第2号に規定する設置基準は「事業用大規模建築物場所設置基準」による。

第11 改善勧告及び改善報告

1 規則第9条に規定する改善勧告は、改善勧告書（別記第2号様式）により行う。

2 前項の改善勧告にかかる指清事項を改善した所有者又は事業用大規模建築物の建設者は、書面によりその旨の報告を行う。

第12 公表の通知

条例第22条に規定する公表に係る通知は、公表通知書（別記第3号様式）により行う。

第13 公表されるべき者の意見陳述及び証拠提示の機会の付与

1 意見陳述及び証拠の提出は、口頭又は書面により行うものとする。

2 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損なうことのないよう対応に心がけなければならない。

3 口頭により意見の陳述を受ける職員は、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

第14 収集拒否等の通知

条例第23条の基づき、規則第11条に規定する事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設（以下「指定処理施設」という。）への搬入を禁止するときの通知は、収集及び運搬拒否並びに搬入禁止通知書（別記第4号様式）により行う。

2 前号により、指定処理施設への搬入を禁止するときは、当該指定処理施設の管理者に対し、その旨の通知を「指定処理施設への搬入禁止通知書」（別記第5号様式）により行う。

付則（施行期日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。（以下略）

< 様式省略 >

## ( 5 ) 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱

平成 12 年 3 月 28 日付目地第 272 号

### 第 1 趣旨

この要綱は、目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例並びに目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する規則に基づき、目黒区内に存在する事業用建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量、再利用及び適正処理を推進するため必要な事項を定める。

### 第 2 対象

この要綱の対象とする建築物は、事業用途の延べ床面積が 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満のものとする。

### 第 3 対象建築物の単位の基準

この要綱で規定する建築物は、棟を単位とする。ただし、学校、病院及び工場等、同一敷地内において廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合には、建築物が複数であっても一棟と見なすことができる。

### 第 4 対象建築物の所有者の範囲

この要綱で規定する建築物の所有者（以下「所有者」という。）とは、当該建築物にかかる民法上の所有権を有するものとする。ただし、次の各号に掲げる者は所有者とみなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合は、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理に止まらず、建築物に対する総合的な管理権限を与えられている者

### 第 5 所有者の責務

- 1 所有者は、再利用の促進等により、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に努めるものとする。
- 2 所有者は、責務を遂行するために、建築物 1 棟ごとに廃棄物管理責任者を 1 名選任し、その選任した日から 30 日以内に、廃棄物管理責任者選任届（別記第 1 号様式）により届け出るものとする。
- 3 所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の現況を把握するとともに、ごみ減量、再利用に関する計画を作成するものとする。
- 4 所有者は、当該建築物内又は敷地内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めるものとする。

### 第 6 テナント等の協力

建築物のテナント等は、自らも廃棄物の発生抑制及び適正な処理に努めるとともに、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量、再利用に関し、所有者及び廃棄物管理責任者に協力するものとする。

### 第 7 廃棄物管理責任者の役割

廃棄物管理責任者の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築物の再利用対象物・廃棄物の発生量及び処理状況の把握
- (2) 建築物全体のごみ減量、再利用の推進
- (3) テナント・利用者への廃棄物の減量、再利用及び適正処理に関する要請
- (4) 第 2 号のための所有者への措置の要請
- (5) 目黒区、所有者及びテナント等との連絡調整

### 第 8 目黒区による助言及び指導の実施

- 1 第 5 の 2 の届出及び所有者が作成する第 5 の 3 の計画について、必要な助言と指導を行うものとする。
- 2 この要綱の施行に必要な限度で当該建築物に立入調査をし、指導を行うことができる。

### 付則（施行期日）

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（以下略）

< 様式省略 >

・ 廃棄物管理責任者選任届